

訪問看護ステーション清風園重要事項説明書

1. 訪問看護ステーション清風園の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	訪問看護ステーション清風園
所在地	東京都町田市金井7丁目17番20号
介護保険指定番号	指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 (東京都 1367193436号)
サービスを提供する地域*	町田市内

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 人員基準

- ・常勤管理者：看護師1名
- ・看護師：常勤換算で2.5人以上を配置する
※常勤換算とは、勤務延べ時間数（＝サービス提供に従事する合計時間数）を、事業所の一般常勤職員の所定労働時間（週37.5時間）で除して、非常勤職員を一般常勤職員の人数に換算した数値です。
- ・理学療法士 等

(3) 営業時間

月曜日～土曜日 9:00～17:30

2. 指定介護予防訪問看護・指定訪問看護サービス内容

(1) サービス内容

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事・排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

- (2) サービスの提供にあたっては、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の機能の維持回復を図るよう適切に実施します。

- (3) 訪問担当者は当事業所が決定し必要に応じて変更します。担当者に関して利用者からご要望を受けても、ご希望には添えないことがあります。

- (4) 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。

- (5) 当事業所は、主治医に対し指定訪問看護・指定介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。

3 緊急時における対応方法

- (1) 看護師等は訪問看護実施時に利用者の症状に急変等の緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡し適切な処置を講じます。

- (2) 看護師等は(1)についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告します。

4 サービス相談窓口

サービスに関する相談、要望、苦情等がある場合には、下記までご連絡ください。

① 訪問看護ステーション清風園

連絡先 (電話番号) 042-735-3066

管理者 : 比留間 真弓

※ 職員は常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求め下さい。

② 当法人苦情窓口

社会福祉法人賛育会 法人事務局総務課 (電話番号) 03-3622-761

4

③ その他の窓口

当施設以外に、東京都や町田市での相談・苦情窓口等でも受け付けています。

・町田市役所 (介護保険全般) 介護保険課給付係

電話042-724-436

6

・東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口専用

電話03-6238-017

7

・東京都福祉保健局 介護保険課相談窓口 電話03-5320-459

7

5 禁止行為

(1) 介護保険法及び健康保険法の規定に反する行為の要求

(2) 契約に際し虚偽の情報を提供すること

(3) サービス担当者に対する下記の行為

① 心身に危害を及ぼす又は及ぼす恐れのある行為

② 暴力又は暴言その他の著しい迷惑行為

③ 不快感を与える性的な言動

6 利用料

(1) 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護サービスの利用単位ごとの利用料及びその他の費用については、重要事項説明書第6項別紙をご参照ください。

(2) 介護保険法令に基づいて保険給付を償還払い(いったん利用者が利用料の全額

を支払い、その後市区町村から保険給付分の払い戻しを受ける方法)をご希望

の場合は、お申し出ください。

① 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護サービスが介護保険の適用を受ける場合、原則として介護保険証に記載された負担割合をお支払いいただきます。但し、介護保険法令に基づいて保険給付を償還払い(いったん利用者が利用料の全額を支払い、その後市町村から保険給付分の払い戻しを受ける方法)をご希望の場合は、お申し出ください。

② 提供を受ける指定訪問看護・指定介護予防訪問看護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。

7 災害等の事業について

地震等の自然災害や感染症の発生、あるいは発生の恐れがある場合は、安全の確保のためにサービスを中止、又は縮小する場合があります。

8 法人及び町田事業所の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 賛育会
代表者役職・氏名 理事長 平野 昭宏
法人所在地・電話番号 墨田区太平三丁目17番8号
電話 03-3622-7614

賛育会町田事業所の事業

清風園 介護老人福祉施設（110床）
短期入所生活介護（併設型 3床）
短期入所生活介護（空きベッド型 3床）
通所介護（一般型30名）
介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（15名）

診療所（内科）
訪問看護ステーション
訪問介護ステーション（ホームヘルパー）
夜間対応型訪問介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
グループホーム丘の家清風（9名）

第二清風園

介護老人福祉施設（100床）
短期入所生活介護（併設型 30床）
短期入所生活介護（空きベッド型 10床）
通所介護（一般型40名）
認知症対応型通所介護（12名 予防含む）
介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（15名）

名）

地域包括支援センター
（町田市鶴川第1高齢者支援センター）
居宅介護支援事業所
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅 ハイッ薬師台
大蔵あんしん相談室

清風ヒルズ金井

サービス付き高齢者向け住宅 清風ヒルズ金井

確 認 書

年 月 日

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

【事業者】 住 所 東京都町田市金井七丁目17番20号
社会福祉法人賛育会 訪問看護ステーション清風園
管理者 比 留 間 真 弓
説明者 印

私は、契約書および本重要事項説明書により、訪問看護ステーション清風園から指定訪問看護・指定介護予防訪問看護についての重要な事項の説明を受けました。

【利用者】 住 所
氏 名 印

署名代行者〔代理人〕（利用者本人との関係）

住 所
氏 名 印

利用者家族（続柄）

住 所
氏 名 印